

## 様式第6 (第8条関係)

## ダイオキシン類測定結果報告書

(2021年) 令和3年8月26日

北海道知事 殿

報告者

留萌市住之江町1丁目3番地の1  
貝森工業株式会社  
代表取締役 貝森将之

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 ( $m^3$ /日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果( $ng$ —TBO/ $m^3N$ )	試料採取者	分析者	備考
2021年7月20日 11:02 ～ 15:02	79,760	12.4	煙突測定口	(貝森工業焼却炉) 通常通り使用	2021年7月20日 ～ 2021年8月23日	1.1	岡第一岸本臨床検査センター	岡第一岸本臨床検査センター	整理番号 1

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果( $pg$ —TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 ( $m^3$ /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果( $ng$ —TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
2021年7月21日 08:30	ばいじん	BP下部	(貝森工業焼却炉) 通常通り使用	2021年7月30日 ～ 2021年8月18日	0.53	貝森工業	岡環境ソルテック	整理番号 2
2021年7月21日 08:46	焼却灰	灰出口	(貝森工業焼却炉) 通常通り使用	2021年7月30日 ～ 2021年8月18日	0.04	貝森工業	岡環境ソルテック	整理番号 3

備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。

4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

5 排出ガスにあつては表1、排水にあつては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあつては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1案の様式に記載すること。

6 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

## 分析結果

分析結果細目は、次項より示す。

## 排ガス中における一酸化炭素濃度及び排ガス温度連続測定値（平均値）

対象施設名	採取年月日	CO濃度(12% O <sub>2</sub> 換算)[ppm]	排ガス温度 [°C]
貝森工業(株)廃棄物焼却炉	2021年7 月20日	63	192

## ダイオキシン類分析結果一覧及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値との比較

対象施設名および検体名	採取年月日	採取場所	毒性等量 測定結果	単位	基準値
貝森工業(株)廃棄物焼却炉排ガス	2021年7 月20日	煙突測定口	1.1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	10 *1
貝森工業(株)廃棄物焼却炉飛灰	2021年7 月21日	BF下部	0.53	ng-TEQ/g(dry)	3 *2
貝森工業(株)廃棄物焼却炉焼却灰	2021年7 月21日	灰出口	0.04	ng-TEQ/g(dry)	3 *2

\*1 排出規制基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2（別表第1））

\*2 処理基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第7条の2、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条第5項）



## 計量証明書

2021年 8月 4日

1200700 - 20



証明書番号 B2100089

株式会社第一岸本臨床検査センター  
〒007-0867 北海道札幌市東区伏古七条三丁目  
株式会社第一岸本臨床検査センター環境計量センター  
検定(北海道第643号) 釧路(北海道第15号)  
〒053-0816 北海道苫小牧市日吉町2丁目  
TEL 0144-72-5712 FAX0144-74-2171



環境計量士 川崎 修紀



貝森工業株式会社 殿

施設名及び型式名	貝森工業(株) 廃棄物焼却炉	
測定年月日	2021年7月20日	10:00~14:06
測定者氏名	宮森 泰 小川 一昭	

計量の対象		計量の結果		規制基準値 (参考値)	分析の方法
ばいじん	実測値	0.006	g/m <sup>3</sup>		JIS Z 8808
	酸素 12 vol%換算値	0.005	g/m <sup>3</sup>	0.15	円形ろ紙法
硫黄酸化物	実測値	110	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>		JIS K 0103 附属書JD
	排出量	1.0	m <sup>3</sup> /h	9.39	イオンクロマトグラフ同時分析法
窒素酸化物	実測値	22	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>		JIS K 0104 附属書JA
	酸素 12 vol%換算値	19	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	250	イオンクロマトグラフ同時分析法
塩化水素	実測値	22	mg/m <sup>3</sup>		JIS K 0107 附属書A
	酸素 12 vol%換算値	19	mg/m <sup>3</sup>	700	イオンクロマトグラフ同時分析法
ガス状水銀	実測値	1.9	μg/m <sup>3</sup>		環境省告示第九十四号 排出ガス中の水銀測定法 (ガス状水銀)
	酸素 12 vol%換算値	1.8	μg/m <sup>3</sup>		
粒子状水銀	実測値	0.016	μg/m <sup>3</sup>		環境省告示第九十四号 排出ガス中の水銀測定法 (粒子状水銀)
	酸素 12 vol%換算値	0.015	μg/m <sup>3</sup>		
全水銀	実測値	1.9	μg/m <sup>3</sup>		環境省告示第九十四号 排出ガス中の水銀測定法
	酸素 12 vol%換算値	1.8	μg/m <sup>3</sup>	50	
- 以下余白 -					
備考		※判定;上記項目については、排出基準に適合する。 ※硫黄酸化物量および酸素換算値については、計量法107条以外の証明 ※上記測定結果は標準状態(0°C, 101.32kPa)における結果 ※cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> = volppm (体積百万分率) ※全水銀はガス状水銀と粒子状水銀の合量			

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。



